

飛騨市スポーツ協会選手・役員派遣費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、飛騨市スポーツ協会役員並びに当協会に登録する競技団体所属の選手が飛騨地区スポーツ大会及び岐阜県民スポーツ大会に出場する場合について必要な事項を定めるものとする。

(大会派遣費)

第2条 大会派遣費として申請書の提出により次の表に掲げる金額を支給する。

| 種 類 | 金 額 |
|------------|--------------|
| 飛騨地区スポーツ大会 | 参加者1人 1,000円 |
| 岐阜県民スポーツ大会 | 参加者1人 5,500円 |

- 2 気象や交通事情によりやむを得ず宿泊を要した場合は、宿泊費として1人1泊5,000円を上限として支給することができる。
- 3 大会開催上の事情により前日に宿泊を要する場合は、5,000円を上限として実費を支給する。ただし、事前に申請をし、審査を受けるものとする。認められれば、第2条1項の派遣費を申請する時に、申請し領収書を添付する。

(改正)

第3条 本規程の改正を必要とする場合は、理事会の承認を必要とする。

附則

この規程は令和4年5月13日より施行する。